

# 75歳以上の方へ



## 令和6年度 タクシー等の 乗車チケットを 販売します

高齢者の皆さんの  
買い物や通院などの  
外出を応援します!



### 乗車チケット

1冊 4,000円分 (400円×10枚つづり) を

→ **2,000円**で購入できます

● 通院・買い物・公共機関・駅やバス停等へ行く時に  
利用されたタクシー運賃の支払いに利用できるチケッ  
トです。

● 1回の乗車につき、最大 **4** 枚利用できます。



### 購入できる方

購入日時点で75歳以上で、市税等の滞納のない京丹後市民の方

### 年度内に購入できるチケット冊数

要件	冊数
介護認定を受けている方	3冊
市・府民税非課税世帯の方	3冊
介護認定を受けていない、市・府民税課税世帯の方	2冊

### チケットの利用期間

購入日から1年間

【お問い合わせ】 京丹後市役所 長寿福祉課 ☎ 69-0330

## 申請方法

### 本人が申請する場合

①申請書とアンケートを記入→②本人確認書類・交付要件等確認→③販売  
本人（年齢）が確認できるもの（保険証や運転免許証など）が必要です

### 代理人が申請する場合

①代理人が申請書とアンケートを記入→②代理人の本人確認→③販売  
※申請書の委任欄に利用者本人の署名が必要です。  
代理人の本人確認ができるもの（保険証や運転免許証など）が必要です

## 販売期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(金)

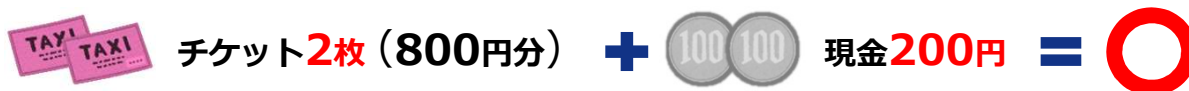
## 販売場所

京丹後市役所 長寿福祉課／各市民局（峰山市民局以外）

※受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です

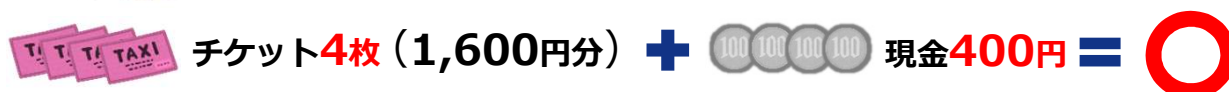
## 使用例

【例1】1,000円 利用された場合



【例2】2,000円 利用された場合

5枚のTAXIチケット（2,000円分） → 最大4枚しか使用できません = ✕



### ※使用上の注意

- 本人以外は使用できません。
- チケット利用の乗車地は京丹後市内に限ります。（降車地は市外でも可）
- 福祉タクシー券との同時利用はできません
- 再発行はいたしません。（特別な事情の場合は払戻制度あり）
- 不正使用（譲渡及び転売等）が認められた場合は、乗車チケットの返還、不正使用額の弁償を求める場合があります。

## 利用できるタクシー等

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ●介護タクシーきりむら   | ●峰山タクシー             |
| ●介護タクシー風和里    | ●網野タクシー             |
| ●介護タクシーあいうお～く | ●久美浜タクシー            |
| ●介護タクシーねこのて   | ●ささえ合い交通            |
| ●きょうたんご介護タクシー | （NPO法人 気張る！ふるさと丹後町） |

